

PROLOGUE

はじめに

税理士試験合格のためには、理論問題に対しポイントを押された解答作成が重要です。すなわち、理論については「ただ書けば、合格する」のではなく、「ポイントを押された合格答案を書いてこそ、合格」するのです。

そのためには、法人税の取扱いを規定している「法人税法」「租税特別措置法」「国税通則法」などの法律等を暗記するとともにそれぞれの内容を十分に理解することが必要となります。

そこで、法人税の取扱いを「体系的、かつ、合理的」に確認するための学習ツールとして、この「理論テキスト」を開発致しました。理論テキストは、「条文」部分と「解説」部分で構成されています。「解説」部分については各理論の要旨や内容解説が掲載されていますので、是非熟読して下さい。

なお、本書を利用するにあたっては、下記の〈使用上の注意点〉を参照の上、効率よく活用して下さい。

皆様の一日も早い合格を心から願っております。

令和元年9月

法人税法スタッフ一同

〈使用上の注意点〉

1. 理論問題の各規定には、税理士試験を受験する上で的重要性の基準として、次の★印を付してあります。

★★ … 最重要かつ基本的な規定であり、高い精度での暗記が要求されます。

★ … 重要または★★を補足する規定であり、その内容を理解し、できるだけ高い精度での暗記を目指して下さい。

(注) ★を付していない規定については、★★及び★を暗記した後に暗記をするようにして下さい。

2. 条文番号については、暗記する必要はありません。

凡　例

本書において使用する次の用語は、それぞれ次に掲げる法令を示すものである。

1. 法人税法関係

「法」 ……法人税法

「令」 ……法人税法施行令

「規」 ……法人税法施行規則

「基通」 ……法人税基本通達

「個通」 ……法人税個別通達

2. 租税特別措置法関係

「措法」 ……租税特別措置法

「措令」 ……租税特別措置法施行令

「措規」 ……租税特別措置法施行規則

「措通」 ……租税特別措置法関係通達

3. その他

「国通」 ……国税通則法

「耐令」 ……減価償却資産の耐用年数等に関する財務省令

「耐通」 ……耐用年数の適用等に関する取扱通達

CONTENTS

もくじ

| | |
|----------------|----|
| 理論の考え方 | 8 |
| 理論暗記の方法 | 12 |
| 条文における税法用語の使い方 | 16 |
| 理論の書き方 | 22 |
| 理論テキストの利用方法 | 23 |
| 理論の学習方法 | 25 |

[1 総則・定義]

| | |
|--------------------------|----|
| 問題 1-1 納税義務者 課税所得等の範囲 税率 | 26 |
| 問題 1-2 事業年度 | 32 |
| 問題 1-3 納税地 | 38 |
| 問題 1-4 資本金等の額 | 42 |
| 問題 1-5 利益積立金額 | 50 |
| 問題 1-6 所得の帰属に関する通則 | 56 |

[2 所得金額の計算]

| | |
|-------------------------|----|
| 問題 2-1 各事業年度の所得の金額の計算方法 | 64 |
| 問題 2-2 収益の額 | 72 |

[3 帰属事業年度]

| | |
|---|----|
| 問題 3-1 リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例（延払基準） | 82 |
| 問題 3-2 工事の請負に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例 (工事進行基準) | 86 |

[4 配 当 金]

| | |
|----------------------------|----|
| 問題 4-1 受取配当等の益金不算入額 | 88 |
| 問題 4-2 配当等の額とみなす金額 | 94 |
| 問題 4-3 外国子会社から受ける配当等の益金不算入 | 96 |

[5 資産]

| | | |
|---------|-----------------------------------|-----|
| 問題 5-1 | 資産の評価損益 | 100 |
| 問題 5-2 | 棚卸資産の評価方法 | 106 |
| 問題 5-3 | 棚卸資産の意義及び取得価額 | 110 |
| 問題 5-4 | 有価証券の譲渡損益及び算出方法 | 114 |
| 問題 5-5 | 有価証券の期末評価及び売買目的有価証券の意義 | 118 |
| 問題 5-6 | 有価証券の意義及び取得価額 | 122 |
| 問題 5-7 | 減価償却資産の償却計算及び償却方法 | 124 |
| 問題 5-8 | 減価償却資産の意義及び取得価額 | 132 |
| 問題 5-9 | 少額の減価償却資産 一括償却資産 中小企業者等の特例 | 138 |
| 問題 5-10 | 特別償却（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却） | 142 |
| 問題 5-11 | 特別償却準備金 | 144 |
| 問題 5-12 | 繰延資産の意義及び償却計算 | 146 |
| 問題 5-13 | 外貨建取引の換算、換算方法及び換算差損益の取扱い | 150 |
| 問題 5-14 | デリバティブ取引に係るみなし決済及び現物決済 繰延ヘッジ時価ヘッジ | 154 |

[6 給与]

| | | |
|--------|--------------------------|-----|
| 問題 6-1 | 同族会社の意義 役員の意義 使用人兼務役員の意義 | 160 |
| 問題 6-2 | 役員給与の損金不算入 | 164 |
| 問題 6-3 | 使用人給与の損金不算入 使用人賞与の損金算入時期 | 170 |

[7 営業経費等]

| | | |
|--------|----------------|-----|
| 問題 7-1 | 寄附金の損金不算入 | 172 |
| 問題 7-2 | 交際費等の課税の特例 | 178 |
| 問題 7-3 | 租税公課等の取扱い | 182 |
| 問題 7-4 | 不正行為に係る費用の取扱い | 186 |
| 問題 7-5 | 控除対象外消費税額等の取扱い | 188 |

[8 圧縮記帳等]

| | | |
|-------|-------------------|-----|
| 問題8-1 | 国庫補助金等に対する課税の特例 | 192 |
| 問題8-2 | 保険差益金の額に対する課税の特例 | 196 |
| 問題8-3 | 交換差益金の圧縮記帳 | 200 |
| 問題8-4 | 収用等の場合の圧縮記帳及び特別勘定 | 204 |
| 問題8-5 | 換地処分等の圧縮記帳 | 208 |
| 問題8-6 | 収用換地等の所得の特別控除 | 210 |
| 問題8-7 | 特定資産の買換えの場合の課税の特例 | 212 |

[9 引当金・準備金]

| | | |
|-------|------------|-----|
| 問題9-1 | 貸倒引当金 | 216 |
| 問題9-2 | 海外投資等損失準備金 | 222 |

[10 欠損金]

| | | |
|--------|----------------------|-----|
| 問題10-1 | 青色欠損金の繰越控除及び繰戻し還付 | 224 |
| 問題10-2 | 災害損失金の繰越控除 | 232 |
| 問題10-3 | 債務免除等があった場合の欠損金の損金算入 | 236 |
| 問題10-4 | 欠損等法人の取扱い | 244 |
| 問題10-5 | 残余財産が確定した場合の欠損金の取扱い | 250 |

[11 外国]

| | | |
|--------|--------------------------------|-----|
| 問題11-1 | 移転価格税制（国外関連者との取引に係る課税の特例） | 254 |
| 問題11-2 | 過少資本税制（国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例） | 260 |
| 問題11-3 | 过大支払利子税制（対象純支払利子等に係る課税の特例） | 264 |

[12 その他の所得計算]

| | | |
|----------------|---------------------------|-----|
| 問題12- 1 | 金銭債務に係る債務者の償還差損益 | 268 |
| 問題12- 2 | リース取引に係る所得の計算 | 270 |
| 問題12- 3 | 借地権等の取扱い | 274 |
| 問題12- 4 | 譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例 | 278 |
| 問題12- 5 | 新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例 | 284 |
| 問題12- 6 | 組合事業等による損失がある場合の課税の特例 | 292 |
| 問題12- 7 | 最後事業年度の損益の帰属等 | 296 |

[13 税額計算]

| | | |
|----------------|--------------------------------|-----|
| 問題13- 1 | 試験研究費の特別控除 | 298 |
| 問題13- 2 | 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 | 304 |
| 問題13- 3 | 留保金課税（特定同族会社の特別税率） | 306 |
| 問題13- 4 | 使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例 | 310 |
| 問題13- 5 | 所得税額控除 | 312 |
| 問題13- 6 | 外国税額控除 | 314 |
| 問題13- 7 | 仮装経理に基づく過大申告があった場合の取扱い | 318 |
| 問題13- 8 | 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除 | 324 |

[14 申告納付等]

| | | |
|----------------|-------------|-----|
| 問題14- 1 | 中間申告 | 326 |
| 問題14- 2 | 確定申告 | 332 |
| 問題14- 3 | 青色申告 | 340 |
| 問題14- 4 | 更正の請求及び修正申告 | 344 |
| 問題14- 5 | 更正又は決定 | 348 |

[15 組織再編]

| | | |
|----------------|-----------------------|-----|
| 問題15- 1 | 合併があった場合の主な取扱い | 352 |
| 問題15- 2 | 分割型分割があった場合の主な取扱い | 362 |
| 問題15- 3 | 分社型分割があった場合の主な取扱い | 370 |
| 問題15- 4 | 現物出資があった場合の主な取扱い | 374 |
| 問題15- 5 | 適格組織再編があった場合の欠損金等の取扱い | 378 |

| | | |
|----------------|------------------------|-----|
| 問題15- 6 | 資産等に係る調整勘定の取扱い..... | 386 |
| 問題15- 7 | 株式交換等があった場合の主な取扱い..... | 390 |
| 問題15- 8 | 株式分配があった場合の主な取扱い..... | 398 |

[16 連 結 納 稅]

| | | |
|----------------|----------------------------|-----|
| 問題16- 1 | 連結納税制度..... | 404 |
| 問題16- 2 | 各連結事業年度の連結所得の金額の計算方法..... | 410 |
| 問題16- 3 | 連結中間申告..... | 412 |
| 問題16- 4 | 連結確定申告..... | 414 |
| 問題16- 5 | 連結納税の開始又は加入に伴う資産の時価評価..... | 418 |
| 問題16- 6 | 連結欠損金の繰越控除..... | 422 |

[17 グループ法人税制]

| | | |
|----------------|---------------------------|-----|
| 問題17- 1 | グループ法人税制..... | 424 |
| 問題17- 2 | 完全支配関係がある法人間取引の損益の調整..... | 428 |
| 問題17- 3 | 適格現物分配があった場合の主な取扱い..... | 432 |

[18 法人税の概要]

| | | |
|----------------|--|-----|
| 問題18- 1 | 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人に対する主な取扱い..... | 440 |
|----------------|--|-----|

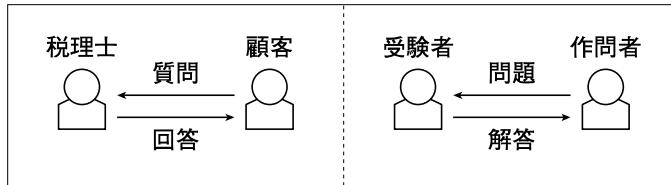
[付 錄]

| | | |
|-----|----------------|-----|
| I | 法人税法理論体系表..... | 450 |
| II | 理論問題出題分析表..... | 452 |
| III | 過去理論出題問題..... | 456 |

理論の考え方

本試験では、条文番号や理論テキストの問題番号では出題されず、「〇〇について説明しなさい。」や「この場合の〇〇の取扱いについて述べなさい。」という様な形式での出題となります。これは、将来皆さんが税理士になった際、顧客に相談・質問を受ける状況と同様であり、その場合の顧客への回答が本試験での解答となります。

10

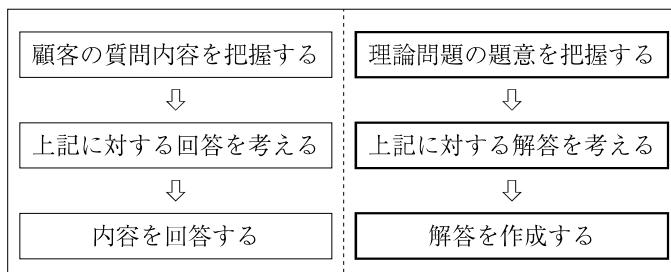


このように、作問者が要求する題意をしっかりと把握し、それに対する正しい解答を作成する練習や本試験レベルの問題への対応力を磨くのが理論問題への対策となります。

15

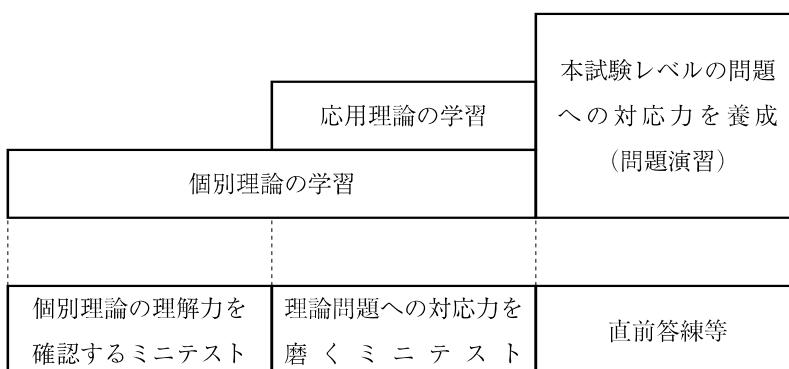
従って、学習のポイントは、以下のとおりになります。

20



理論カリキュラム

25



30

35

ステップ1 正しい知識を身に付ける（基礎力）

理論学習に当たり、まず重要なのが正しい知識を身に付けることです。正しい知識とは、理論テキストの単なる暗記ではありません。

例えば、

- ・この規定はどのような役割・機能を有しているのか？
- ・この規定はどのような場面で適用が想定されるのか？
- ・この規定の適用対象となる法人とは？
- ・この規定を利用するためには何を要件とする？
- ・もしこの規定を適用したら、どのような課税関係、取扱いになるのか？

5

10

以上のように、多種多様な切り口で出題がされた場合においても、正しい知識を身に付けておくことでその解答は自ずと見えてきます。理論テキストの単なる暗記では、多種多様な切り口での出題に対応することは困難です。従って、まずこの理論テキストを通じて、各理論の正しい知識を身に付け、十分に理解しておくことが重要なのです。

この理論テキストには、暗記ツールとなる「条文」部分と、その理論を補足、説明するための「解説」部分が収録されています。正しい知識を身に付けるためには、「条文」部分を単純に暗記するだけではなく、「解説」部分において、その理論の要旨や内容解説をしっかり熟読することが重要となります。

ステップ1 のポイント

15

20



学習目的

理論の正しい知識（基礎力）を身に付ける

※ 理論の正しい知識（基礎力）を身に付けるために、「解説」部分の要旨や内容解説を利用して理解することを心掛けて下さい。「解説」部分の要旨や内容解説を確認することによって、理論の理解度合は大きく左右されます。理論の暗記の際には、「解説」部分の要旨や内容解説も合わせて確認するようにしましょう。

25

30

35

ステップ2 規定のつながりを理解する（対応力）

最近の本試験での事例問題では、個別理論の枠にとらわれず、規定のつながりを理解しておかなければ解答できない問題も多々出題されています。また、個別理論の枠内での出題でも、その理論の中で取扱いの相違点を解答させる問題も出題されています。

例えば、

規定のつながりを理解する

- ・この事例で想定される規定は何と何？

理論の中で取扱いの相違点を解答する

- ・この規定のAとBはどのような取扱いの相違点があるのか？
- ・この規定のAとBはどのような取扱いの類似点があるのか？

10

従って、規定のつながりを理解するについては、具体的な事例から規定を想定する練習を行うことが重要であり、理論の中で取扱いの相違点を解答するについては、事例が複数与えられるた

15

め、一つ一つの事例を正しく解釈（ステップ1：基礎力）し、その後両者を比較することにより、その相違点を判断することが重要です。

また、このステップ2では計算と理論をどれだけリンクして理解できるかということもポイントになります。理論の事例問題は、普段計算で行っている処理を言葉で表現するに過ぎませんから、計算と理論のリンク（相互理解）を意識した学習が必要になります。

20

ステップ2のポイント



学習目的

ステップ1を基礎に問題への対応力を身に付ける

25

30

35

ステップ3 作文能力を身に付ける

最近の本試験は、理論テキストを暗記して、それを問題に合わせて解答するだけでは対応できないような問題になってきています。これは、ただ暗記しただけではなく、正しい理解ができているのかを確認する問題傾向になってきているということです。

5

どうしても理論に苦手意識を持つ受講生は、「この事例はどこを書けばいいのだろう？」とその解答の全てを理論テキストの中の言葉から解答しようとする傾向にあります。

そこで、規定の内容を正しく理解（ステップ1：基礎力）し、規定のつながりを理解（ステップ2：対応力）した上で、それを説明する力が重要となってきています。従って、形式にとらわれず、正しく内容を説明できれば合格答案になるのです。

10

しかし、「自分の言葉で説明する」といってもなかなか簡単なことではありません。そのため、このステップ3では、「自分の言葉で説明する」練習を行っていきます。

ステップ3のポイント



学習目的

ステップ1・2を基礎に作文能力を身に付ける

15

20

25

30

35

理論暗記の方法

1. 始めに

5 法人税法の試験では、計算が50点、理論が50点で出題されます。

従って、計算問題がたとえ50点でも理論問題ができなければ合格することはできません。逆に、計算問題でできない項目があったとしても、理論問題で高得点できれば合格の可能性は高くなってくることと思います。

10 このように、本試験における理論の占める割合というのは非常に高いのですが、理論答案は法人税法の試験が法律の試験である以上、財務諸表論の理論のように専門用語を使いながらある程度自分の言葉でまとめていくというのではなく、問われた内容に応じて、概要、趣旨及び取扱いなど自分の言葉で述べる場合もあれば、根拠となる規定などを条文（理論）の表現を使って述べる場合もあり、さらには計算の知識を利用して解答する場合などがありますが、その基本となるのは、条文（理論）の正しい理解です。しかも本試験では条文の持込みは許されていませんので、皆さんは重要な条文（理論）を暗記しておかなければならぬわけです。

2. 理論暗記の進め方

(1) 暗記する理論の内容を理解すること

20 本書ではブロック別にテーマを絞ってその内容を説明していますので、個々の条文の意味するところを自分の頭で完全に理解するように努力して下さい。

(2) 暗記すべき事項（理論の構成）を整理し理論テキストの見出し（タイトル）を覚える

与えられたテーマ（問題）に対してどの条文とどの条文を答えるべきか、どのように個々の条文を組み合せればよいのかが整理されていれば、比較的余裕を持って問題に対処することができますし、応用問題が出題されたときにも十分な対応をすることができます。また、理論の暗記を進める際にもまず理論テキストの見出し（タイトル）を覚えておけば、これが暗記した理論を書く際の標識の役目をしてくれますし、次に書くべき内容を忘れてしまうということもなくなります。

(3) 暗記の進め方

イ. 暗記すべき条文の骨組みを理解し覚える

30 さて、いよいよ個々の条文の暗記になりますが、「令133本文」を例に取ってお話しします。

令133本文 内国法人が事業の用に供した減価償却資産（所有権移転外リース取引に係るリース資産等を除く。）で使用可能期間が1年未満のもの又は取得価額が10万円未満のものがある場合において、その取得価額相当額をその事業供用日の属する事業年度において損金経理したときは、その経理した金額は、その事業年度の損金の額に算入する。

「令133本文」は、①主語 ②事実要件 ③経理要件 ④述語（取扱い）の4つから構成されています。そこでまず、この条文の骨組をおさえ次にそのポイントとなる言葉をチェックします。

- ①……～が
- ②……～場合において、
- ③……～したときは、
- ④……～は、～算入する。

5

このように条文の骨組をおさえ、そのポイントとなる言葉をチェックしておけば、条文通りの正しい順序で理論を覚えていくやすくなると思いますし、理論を書く際にも必要な言葉を抜かしたりということが少なくなるのではないかと思います。（特に複雑な条文構成の理論を覚えるときは効果があると思います。）

10

□ 暗記すべき条文を少しづつ区切りながら覚えていく

「令133本文」を次のように区切って一区切りずつ暗記していきます。

内国法人／

事業の用に供した減価償却資産（所有権移転外リース取引に係るリース資産等を除く。）で使用可能期間が1年未満のもの又は取得価額が10万円未満のものがある場合において／

15

その取得価額相当額をその事業供用日の属する事業年度において損金経理したときは／
その経理した金額は、その事業年度の損金の額に算入する。／

暗記をする際には、一つ目の区切りを何度も口に出して言ってみて正確に言えるようになつたら、二つ目の区切りを同じように暗記していきます。そして、二つ目の区切りを正確に言えるようになったら、今度は二つの区切りをいっしょに言ってみて正確に言えるかどうか確認します。そして、次に三つ目の区切りを同じように暗記し正確に言えるようになったら、三つの区切りを続けて言ってみるようにします。この作業を続けて一つの文章全体を暗記していきます。

20

つまり、一つ一つの区切りを確実に暗記し、かつ、たえずフィードバックしながら暗記を進めることによって確実に全体を暗記していくようにするわけです。

25

ただし、常に上記のように区切るのでなく、各人にあった長さで一つ一つの区切りを決めていただければよく、また、フィードバックするときにも一つ一つ戻るのではなく、句読点で区切られたところまでを一つにまとめて行ってもよいと思います。

また、上記のように（ ）書きが含まれているときは、最初の暗記のときはこの（ ）書きを除いて行い、一通り暗記できるようになったら（ ）書きを含めてもう一度暗記してもよいでしょう。（その際に、どこに（ ）書きがついているのかも確認して下さい。）

30

理論暗記というのは非常に時間のかかるものだと思われるかもしれません、本試験において短時間で正確な理論答案を書くためには完全な理論の暗記が絶対に必要ですので、少々時間がかかるっても確実に一つ一つの文章を暗記していくようにして下さい。

35

ハ. 文章全体の暗記が終わったら、次の文章を同じ要領で暗記していく

上記のようにして一つの文章全体の暗記が終わったら、同じ要領で次の文章の暗記を進めて下さい。そして、次の文章全体の暗記が終わったら、今暗記した文章と前に暗記した文章を連続して言ってみて正確に言えるかどうか確認して下さい。

つまり、今度は文章のレベルでフィードバックしながら暗記を確実なものにしていくわけです。そして、二つ目の文章の暗記が終わったら三つ目の文章の暗記を行い、これが終わったら三つの文章全体を連続して言ってみてフィードバックを行います。

このようにして一つの理論問題全体を暗記していきます。

二. 暗記が終わったら一つの理論問題全体の暗唱を繰り返し行うこと

一度暗記ができたからといってそのままにしておきますとすぐに忘れてしまいますが、いろいろな機会をとらえて暗記した理論を繰り返し暗唱するようにして下さい。理論の暗記は机の前にすわっていなくともできるのですから、通勤の途中で理論サブノート（外販教材）を携帯したりして、細切れの時間うまく利用していろいろ工夫しながら暗唱するようにして下さい。

また、自分で暗唱した理論を録音して、目で文章を追うだけでなく耳からも暗記した理論を確認するようにすると一層効果が上がるよう思います。皆さんも自分なりの方法をいろいろ工夫して開発していただきたいと思います。

ホ. 暗記した理論を実際に手で書いてみて暗記が正確かどうか確認すること

口に出して理論を正確に言えても実際の試験では点になりません。答案という形で表現できて初めて点になるわけですから、暗記した理論は一度必ず書いてみて自分の暗記した理論を正確に表現できるかどうか確認して下さい。つまり、手で覚える作業を加えることによって初めて暗記した理論が完全に自分のものとなるのです。

また、暗記した理論はその直後から忘れ始めてしましますので、今日暗記した理論はその翌日にもう一度暗唱して実際に書いてみるとよいでしょう。

このようにして暗記した理論は時がたってたとえ忘れたとしても、一度完全に覚えた理論ですから最初に暗記したときよりもはるかに少ない時間で思い出すことができますし、また次の機会に思い出すときは、2～3回口に出して言ってみるだけですぐに思い出すことができるようになります。繰り返しますが、最初の暗記の時にたとえ時間がかかるっても完全に覚えてしまうことがポイントです。

ヘ. 暗記した理論が数題たまつたら、定期的にまとめて暗唱できるかどうか確認すること

これから皆さんは一週間に2問程度の理論暗記をしていくわけですが、一度暗記した理論は、その翌日、一週間後、一ヶ月後というようにそれまでに暗記した理論をまとめてできるだけ一題一題の理論の暗唱回数を増やすように努力して下さい。こうすることで、ますます暗記は確実なものになってくることだと思います。また、暗記が不十分なものについては、部分的にでよいですから再度手で書いて確認することもよいでしょう。

3. 終わりに

理論の暗記にはかなりの時間を要し、かつ、なかなかつらい作業ですが、これを怠るならば本試験でよい結果を出すことはできませんし、逆に確実に暗記した理論は百万の味方に匹敵する力を發揮してくれることだと思います。特に税法科目の学習が初めての方にとっては最初の暗記の時に多くの時間がかかると思いますが、最初の10題程度の理論暗記が終わりますとペースもつかめ、一度暗記した文章が他の理論でも出てくるようになりますので、とにかく個別理論の暗記を頑張るようにして下さい。5

また、法人税法において暗記すべき個別理論は80題程度であり、これを確実に覚えてしまえば本試験の理論はこの個別理論の組み合せでほぼ対処できますので、かなり暗記の作業も楽になってくることだと思います。つらいでしょうが、自分以外にも多くの受験生が頑張っていることを思い出して暗記を進めていただきたいと思います。そして、なるべく早い時期に自分なりの暗記方法を確立して理論を得意にしていただきたいと思います。10

(注)暗記した理論は理論用紙に書いていただきます（実際の本試験とはほぼ同じものです。理論用紙に実際に書くことによってどのくらいの分量になるか、どのくらいの時間がかかるかがわかると思います。）が、P22に用紙の使い方の例を示しましたので参考にして下さい。15

20

25

30

35

条文における税法用語の使い方

税法の条文の中には特別の意義をもって用いられる慣用語があります。そのような慣用語の使い方を知っておくと、条文理解が深まり、理論暗記の学習においても効果があります。そこで、以下に代表的な慣用語の意義について触れておきますので、参考にしてください。

(1) 「及び」「並びに」

「及び」と「並びに」という用語は、その前後の言葉や文節をつなぐため用いられます。両者とも「いずれも」という同じ意味（併合的連結）ではありますが、2つの言葉や文節をつなぐときにはまず「及び」が用いられます。また、このような文節が複数並列される場合には、大きな意味の併合的連結には「並びに」が用いられ、その中の小さな意味の併合的連結には「及び」が用いられます。

(2) 「又は」「若しくは」

「又は」と「若しくは」という用語も、その前後の言葉や文節をつなぐため用いられます。両者とも「どちらか」という同じ意味（選択的連結）であり、(1)と同様に、2つの言葉や文節をつなぐときにはまず「又は」が用いられます。また、このような文節が複数並列される場合には、大きな意味の選択的連結には「又は」が用いられ、その中の小さな意味の選択的連結には「若しくは」が用いられます。

(3) 「かつ」

「かつ」という用語は、(1)の「及び」「並びに」と同様に併合的連結の意味ですが、比較的大きな意味をつなぐときに用いられます。また、その他にも「かつ」を用いることによって、(例1)のように、それより後に規定される内容がそれよりも前の規定の内容と同時に必要とされる要件であることを表す場合も多くあります。

(例1)

前項の規定は、内国法人がその受ける配当等の額（第二十四条第一項の規定により、その内国法人が受ける配当等の額とみなされる金額を除く。以下この項において同じ。）の元本である株式等をその配当等の額の支払に係る基準日以前一月以内に取得し、かつ、当該株式等又は当該株式等と銘柄を同じくする株式等を当該基準日後二月以内に譲渡した場合における当該譲渡した株式等のうち政令で定めるものの配当等の額については、適用しない。

（法人税法第23条第2項）

(4) 「場合」「時」「とき」

「場合」という用語は、「この場合において」等すでに規定されている事例を引用する場合（包括的条件）や「災害による損失が生じた場合において」等仮定的条件を示す場合に用いられます。
「時」という用語は、具体的な時点を指し示す場合に用いられるのに対して、「とき」という用語は、必ずしも時点という限定した意味でなく、不特定の時を表し、「場合」と同じように仮定的条件を示す場合に用いられます。

(例2)

内国法人がその事業の用に供した減価償却資産(…)¹⁰で、前条第一号に規定する使用可能期間が一年未満であるもの又は取得価額(…)¹¹が十万円未満であるものを有する場合において、その内国法人が当該資産の当該取得価額に相当する金額につきその事業の用に供した日の属する事業年度において損金経理をしたととき¹²は、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

(法人税法施行令第133条)

(5) 「ただし」「この場合において」

これらの用語は、ともに文章と文章とをつなぐ特殊な用語です。

「ただし」は主文章の後に続く文章の冒頭に置かれ、主文章で規定されていることに対する例外・除外を規定する場合に多く用いられます。この場合の主文章のことを“本文”といい、「ただし」で始まる文章を“ただし書き”といいます。

「この場合において」という用語は、主文章を補足する場合、あるいは主文章と密接な関係の内容について規定する場合に用いられます。この場合の主文章のことを“前段”的規定といい、「この場合において」で始まる文章を“後段”的規定といいます。

(例3)

内国法人である普通法人（清算中のものを除く。次条第一項において同じ。）は、その事業年度(…)²⁵が六月を超える場合には、当該事業年度開始の日以後六月を経過した日から二月以内に、税務署長に対し、次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が十万円以下である場合又は当該金額がない場合は、当該申告書を提出することを要しない。

(法人税法第71条第1項)

(6) 「この限りでない」

「この限りでない」という用語は、条文の全部あるいは一部の規定の例外・適用除外を規定するときに多く用いられ、(5)の「ただし」の文章の末尾にその述語として用いられることが多くあります。

5

(例4)

国税に関する法律において日、月又は年をもって定める期間の計算は、次に定めるところによる。

10

- 期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるとき、又は国税に関する法律に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(国税通則法第10条第1項第1号)

(7) 「推定する」「みなし」「とする」

「みなし」及び「推定する」という用語は、いずれの用語も、ある事物と性質の異なる他の事物を一定の法律関係において同一のものとみることにより、ある事物について生ずる法律上の効果を、他の事物についても生じさせる場合に用いられます。

20

ただし、「推定する」という用語は、ある事物と他の事物とが異なることについて証明がされれば同一の法律効果は生じないのでに対し、「みなし」という用語は、法律関係において同一のものとみることが絶対的であるという点でその意味が異なります。

また、「みなし」と類似した言葉として「とする」という用語があるが、この「とする」という用語は、「制度的にそのように決める」という意味で用いられます。「みなし」という用語が「擬制的にそのように取り扱う」という意味で用いられるのに対し、「とする」を用いる場合には、「みなし」ことをしなくとも、もともとそのように取り扱っておかしくない場合を想定しています。

25

(例5)

法人（公益法人等及び人格のない社団等を除く。以下この条において同じ。）の株主等である内国法人が当該法人の次に掲げる事由により金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その金銭の額及び金銭以外の資産の価額（…）の合計額が当該法人の資本金等の額又は連結個別資本金等の額のうちその交付の基因となつた当該法人の株式又は出資に対応する部分の金額を超えるときは、この法律の規定の適用については、その超える部分の金額は、第二十三条第一項第一号又は第二号《受取配当等の益金不算入》に掲げる金額とみなし。

(法人税法第24条第1項)

35

(8) 「以上」「以下」「こえる」「未満」

これらの用語は、いずれも数量的な限定をする場合に用いられます。

「以上」「以下」という用語は、基準点となる数量を含み、「こえる」「未満」という用語は、基準点となる数量を含みません。たとえば、「1年以上」という場合は、1年という基準点を含み、「1年をこえる」という場合は、1年という基準点を含まない1年をこえる期間を指すこととなります。 5

なお、「以下」「未満」も同様に用いられます。

(9) 「以前」「以後」「前」「後」

これらの用語は、いずれも一定の日時を基準として、その基準日時の前後における時間的な間隔あるいは連続を示すために用いられます。 10

「以前」「以後」という用語は、基準日時を含み、「前」「後」という用語は、基準日時を含みません。したがって、「以前」「以後」は(8)の「以上」「以下」と、「前」「後」は(8)の「こえる」「未満」とその用法が類似しています。

(10) 「その他の」「その他」

「その他の」「その他」という用語は、表現上は類似していますが、税法上の用語としてはその意味を明確に区別して使い分けられています。 15

まず、「その他の」という場合は、その用語のすぐ前にある言葉はその用語より後にある言葉のひとつの例示であり、その用語の後にある言葉の意味内容は、すぐ前にある言葉の意味内容よりも広くなります。したがって、すぐ前に掲げられる言葉は後にある言葉の意味内容の一部であり、前 20 にある言葉は後にある言葉に含まれるものです。

これに対し、「その他」という場合には、その用語の前後の言葉が並列的関係にある場合に用いられます。つまり、「その他」という用語の前にある言葉は、その用語の後にある言葉とは重ならない別個の概念であると同時にその並列的な例示に過ぎません。したがってこの例示はその用語の後にある言葉には含まれないものです。 25

(例 6)

第一項に規定する交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供應、慰安、贈答その他これらに類する行為(…)(たゞに支出するもの（次に掲げる費用のいずれかに該当するものを除く。）をいい…

(租税特別措置法第61条の4 第4項)

(11) 「者」「物」「もの」

「者」という用語は、自然人又は法人という法律上の人格を有するものの主体を表す場合に用いられ、一方「物」という用語は、税法上主に有体物を総称する場合に用いられます。

また、これらの「者」や「物」という用語に対して、「もの」という用語はより広い意味で用いられます。一般的には、「者」や「物」では表現することができない抽象的な存在を表現する場合に用いられたり、「者」や「物」で表現されている文章中において、さらにこれらのうちの一部を限定して説明するために用いられます。

(12) 「かかわらず」

「かかわらず」という用語は、原則であるところの規定に対して、この用語が付く主文章の規定が例外であることを表しています。

(例7)

前三条の規定による納税地が法人(…の事業又は資産の状況からみて法人税の納税地として不適当であると認められる場合には、その納税地の所轄国税局長（政令で定める場合には、国税庁長官。以下この条において同じ。）は、これらの規定にかかわらず、その法人税の納税地を指定することができる。

(法人税法第18条第1項)

(13) 「直ちに」「すみやかに」「遅滞なく」

これらの用語は、いずれも時間的即時性を示すためのものですが、その即時性の度合いが異なるものとして、税法では使い分けられています。

すなわち、「直ちに」という用語は、時間的即時性が最も強いものとして用いられ、原則的に遅滞が許されないものと解されています。

次に、「すみやかに」という用語は、「直ちに」よりも時間的即時性がゆるやかな場合で、しかもその行為の即時性について訓辞的な意味をもたせる場合に用いられることが多いります。

これらに対し、「遅滞なく」という用語は、上記2つの用語の場合よりも時間的即時性は弱く、この用語が用いられる場合には、正当な又は合理的な理由があれば、その遅滞は許容されるものと解されています。

(例8)

法第二十条第一項（納税地等の異動の届出）に規定する届出は、同項の納税地の異動があつた後遅滞なく、異動前の納税地及び異動後の納税地を記載した書面をもつてしなければならない。

(法人税法施行令第18条第1項)

(14) 「期日」と「期限」と「期間」

例えば、甲が乙に物を貸す場合に、「返還日をX年10月30日」というように一定の日を指定した場合が「期日」です。「10月30日までに返還する」と指定した場合は「期限」です。

「乙が本物件を使用できるのはX年8月1日から同年10月30日までとする」というように、いつからという始期を定めた場合が「期間」です。

5

(15) 「科する」と「課する」

ともに一定の義務で負担を負わせる場合に用いられますが、「科する」は、罰金、過料など刑事罰や行政罰をかける場合に用いられ、税金や分担金の支払いなど刑事罰や行政罰でない義務の負担を命ずる場合には「課する」が用いられます。

10

(16) 「科料」と「過料」

「科料」は、刑法の定める財産刑で罰金より軽い刑罰です。「過料」は刑罰ではなく、ただ行政上の義務を履行させる心理的強制として科せられるもので行政罰、秩序罰とも呼ばれます。

ともに発音上同じため、文字で表示しないときは、両者を識別するため、「科料」を「とが料」、「過料」を「あやまち料」として訓読しています。

15

20

25

30

35

理論の書き方

5

タイトルは大きめに

① 法人税の課税標準

内国法人に対する課税標準は各半期半年度折衝に付ける法人税の課税標準は各半期

半年度の折衝の金額です。

条文番号は不要

10

② 各半期半年度の折衝の金額

内国法人の各半期半年度の折衝の金額は、各半期半年度の収支から税金の額で控除した

金額です。

15

③ 収益の額

追加はこのように

書き出しは1文字
空ける

半年度の収益の額とします。

訂正は二重線などで

<以下略>

《注意点》

25

① 最初は丁寧に書くこと

② 番号、タイトルは必ず書くこと

タイトル 漢字 ひらがな

③ 漢字、ひらがな等のバランスに注意すること

④ ポイントとなる語句、数字は特に丁寧に書くこと

30

⑤ 字と字の間隔を詰めすぎないこと

⑥ 途中でペンが止まっても間を空けず、次の項目を続けて書くこと

⑦ 枠外は採点除外になるので注意すること

⑧ 必ず青又は黒のボールペン等を使用すること

35

⑨ 最低限読める字を書くこと

⑩ 答案は試験委員に読んでもらう物であることを忘れずに!!

理論テキストの利用方法

本書では、条文部分を2色分けしています。これは、解答上必要とされる重要な語句を赤字表記することにより、その理論の全体像を体系的に把握するきっかけとする目的としています。

5

税法では、理論体系が基本的に以下の3区分に分割されると考えられ、それぞれに応じた赤字表記を行っています。

| 理 論 体 系 | 赤字表記について | |
|---------|--|---------------------|
| | コ ン セ プ ト | 赤字表記部分 |
| 総則・定義規定 | 課税所得の範囲や納税義務者、納税地、事業年度などの法律の枠組みを規定しているものであり、文章構成よりも税法用語を適切に理解できているか否かが重要となります。 | 税法用語 |
| 手 続 規 定 | 申告などの各種手続きは、「誰が」「何を」「いつまでに」「誰に」「どうする」など、要件の列挙が重要となります。 | 要件部分 |
| 計 算 規 定 | 「誰が」「どのような事実関係」に基づき、「どのような取扱い」を行うかが重要となります。 | 主語 述語 その他重要語句 |

10

15

20

以上になります。ここでは、具体例を挙げ、その使用方法の確認を行います。

1. 総則・定義規定（問題2-1一部抜粋）

[1] 法人税の課税標準 (法21) ★★

各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の所得の金額とする。

25

[2] 各事業年度の所得の金額 (法22①) ★★

各事業年度の所得の金額は、その事業年度の益金の額からその事業年度の損金の額を控除した金額とする。

2. 手続規定（問題4-1一部抜粋）

[6] 手続規定 (法23⑧) ★★

[1] の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に一定の事項を記載した明細書の添付がある場合に限り適用し、その記載金額を限度とする。

30

35

3. 計算規定（問題7－2一部抜粋）

〔3〕 損金不算入額 (措法61の4①②) ★★

(1) 期末資本金の額が1億円超の法人

法人が各事業年度において支出する交際費等の額のうち接待飲食費の額の50%相当額を超える部分の金額は、その事業年度の損金の額に算入しない。

(2) 期末資本金の額が1億円以下の法人

期末資本金の額が1億円以下である法人が各事業年度において支出する交際費等の額のうち定額控除限度額又は接待飲食費の額の50%相当額を超える部分の金額は、その事業年度の損金の額に算入しない。

ただし、期末において大法人による完全支配関係がある普通法人等については、(1)を適用する。

(注) 定額控除限度額

$$8,000,000 \text{円} \times \frac{\text{事業年度の月数}}{12}$$

※ 本書では、上記内容の把握のため、「解説」部分のページにおいて、上記「条文」部分の手助けになるよう、以下の理論の分解を用意しています。

要旨

〔2〕 損金不算入額

(1) 期末資本金の額1億円超の法人

| | |
|-----|----------------------------------|
| 対象者 | 法人 |
| 金額 | 交際費等の額のうち接待飲食費の額の50%相当額を超える部分の金額 |
| 取扱い | 損金の額に算入しない |

(2) 期末資本金の額1億円以下の法人

| | |
|-----|--|
| 対象者 | 期末資本金の額1億円以下の法人（注） |
| 金額 | 交際費等の額のうち、定額控除限度額又は接待飲食費の額の50%相当額を超える部分の金額 |
| 取扱い | 損金の額に算入しない |

（注）期末において大法人による完全支配関係がある普通法人等は、(1)を適用する。

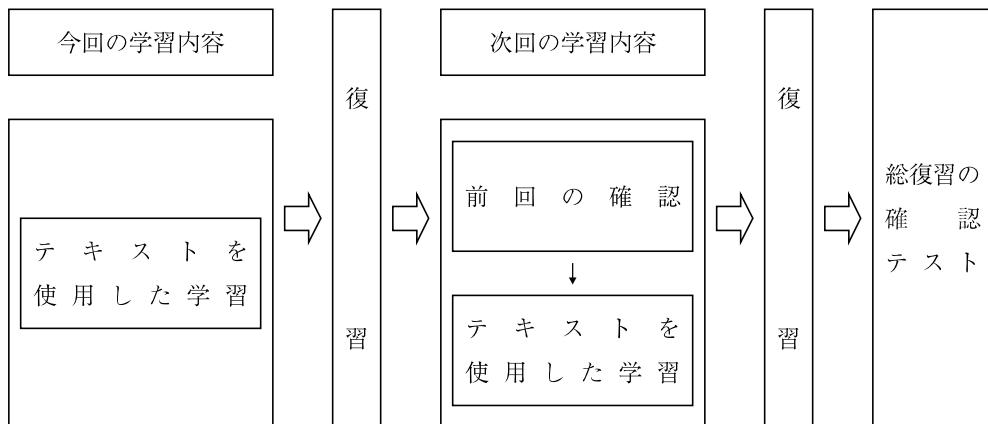
《ポイント》

要旨にあるように、理論の分解部分により理論の重要な柱となる部分を理解し、その後そこに肉付けするように理論の大枠を掴んでいくような学習を心掛けましょう。

近年の本試験は、理論の丸暗記では対応できない傾向になってきていますから、理論の重要な柱をしっかり理解・暗記し、自分の言葉で文章を作成できるようになります。

理論の学習方法

テキストを以下のように有効に使用して下さい。



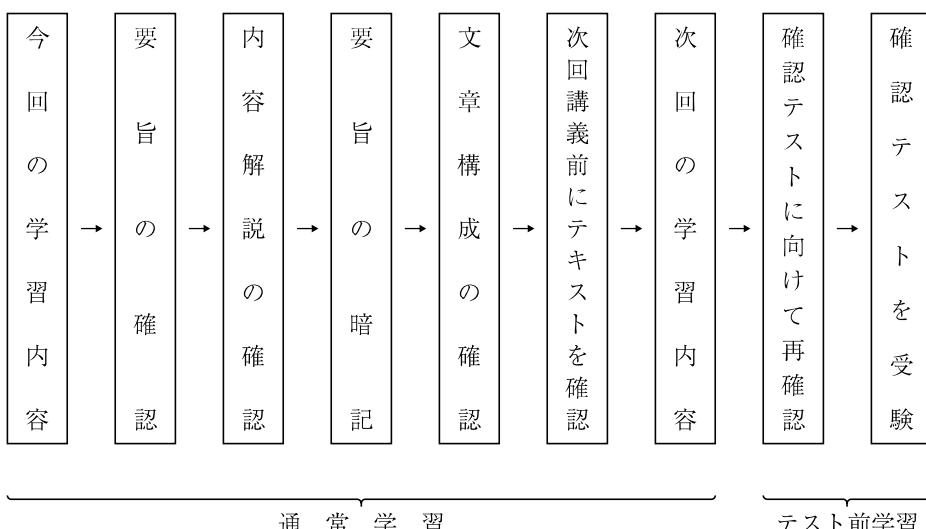
5

10

15

【法人税法：復習のスケジュール】

下記の例示を参考に、各自の生活に合わせた学習のスケジュールを設定して下さい。



20

25

25

30

35

問題

1-1

納税義務者 課税所得等の範囲 税率

[1] 納税義務者

(法4①②③)

(1) 内国法人 ★★

内国法人は、法人税を納める義務がある。ただし、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合、法人課税信託の引受けを行う場合等に限る。

(2) 公共法人 ★★

公共法人は、(1)にかかわらず、法人税を納める義務がない。

(3) 外国法人

外国法人は、国内源泉所得を有する場合（人格のない社団等については、その国内源泉所得で収益事業から生ずるものと有する場合に限る。）、法人課税信託の引受けを行う場合等には、法人税を納める義務がある。

[2] 課税所得等の範囲

(法5、法7、法9)

(1) 内国法人 ★★

① 普通法人又は協同組合等

内国法人である普通法人又は協同組合等の各事業年度の所得については、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

② 公益法人等又は人格のない社団等

内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得については、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

(2) 外国法人

① 普通法人

外国法人である普通法人の国内源泉所得については、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

② 人格のない社団等

外国法人である人格のない社団等の①の所得のうち、収益事業から生じた所得については、各事業年度の所得に対する法人税を課する。

[3] 用語の意義 (法2) ★

(1) 内国法人

国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。

(2) 外国法人

内国法人以外の法人をいう。

[4] 税率 (法66、措法42の3の2) ★★

内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に次の税率を乗じて計算した金額とする。

(1) 普通法人

① ②以外の法人…23.2%

② 普通法人のうち、期末資本金の額が1億円以下であるもの（期末において大法人による完全支配関係があるもの等を除く。）

(イ) 年800万円超…23.2%

(ロ) 年800万円以下…15%

(2) 協同組合等

① 年800万円超…19%

② 年800万円以下…15%

(3) 公益法人等

① ②以外の公益法人等

(イ) 年800万円超…19%

(ロ) 年800万円以下…15%

② 公益社団法人及び公益財団法人並びに非営利型法人

(イ) 年800万円超…23.2%

(ロ) 年800万円以下…15%

(4) 人格のない社団等

① 年800万円超…23.2%

② 年800万円以下…15%

[5] 適用除外事業者 (法66、措法42の3の2) ★

適用除外事業者に該当する場合には、[4] (1)(2)(ロ)の税率は19%となる。

問題1-1

要旨

| 法人の区分 | 普通法人 | 協同組合等 | 公益法人等 | 人格のない社団等 | 公共法人 |
|-------|-----------------------------|-------|---|----------|--------|
| 納税義務 | 納税義務あり | | 下記の範囲につき納税義務あり | 納税義務あり | 納税義務なし |
| 課税所得等 | 各事業年度の所得につき、各事業年度の所得に対する法人税 | | 各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得につき、各事業年度の所得に対する法人税 | | |

内容解説

① 概要

ここでは、法人税の納税義務者を規定している。法人税の納税義務がある法人は内国法人であるか外国法人であるかは問わない。

そして、基本的には、法人に対して、各事業年度の所得に対する法人税を課すこととしている。

しかし、一律に課税するのではなく、その法人を性格によって区分し、その性格に応じた課税体系を構築するため納税義務者及び課税所得の範囲を明確化している。

② 本文解説

1. 内国法人

(1) 内国法人の意義

国内に本店又は主たる事務所を有するとは、我が国の登記所に登記していることをいう。本店とは会社法の規定によって登記した場所をいう。また、主たる事務所とは会社以外の法人、例えば、公共法人、公益法人等、協同組合等の法人の場合の本店に相当する事務所をいう。

(2) 内国法人の種類と性格

① 普通法人

普通法人とは、②から⑤に掲げる法人以外の法人をいう。

具体的には、株式会社、合同会社等の会社をいう。これらの法人は営利活動を目的としているため、その所得は収益事業から生じるものである。

② 協同組合等

協同組合等とは、別表第3に掲げる法人をいう。

具体的には、漁業協同組合、農業協同組合等をいう。これらの法人は営利を目的としているが、事業内容が国民生活に直結しているため、税制上、軽減税率等の優遇措置を設けている。

③ 公益法人等

公益法人等とは、別表第2に掲げる法人をいう。

具体的には、社会福祉法人、宗教法人、税理士会等をいう。これらの法人は営利を目的とする法人ではない。国の代行事業（公益事業）を営む法人であるため基本的に法人税の納税義務はない。しかし、普通法人及び協同組合等と同様の活動（収益事業）を行っている場合には、その部分に対して法人税の納税義務が生じる。

(4) 人格のない社団等

人格のない社団等とは、法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものをいう。また、人格のない社団等は、法人とみなして法人税法の規定を適用する。

具体的には、PTA、同窓会等をいう。これらの団体は個人でもなく、法人でもないため法人とみなすこととし、普通法人又は協同組合等と同様の活動（収益事業）を行っている場合には、その部分に対して法人税の納税義務が生じる。

(注) 収益事業とは、法人税法に規定する34種（物品販売業、不動産販売業等）に該当する事業を行うことをいう。

(5) 公共法人

公共法人とは、別表第1に掲げる法人をいう。

具体的には、日本中央競馬会、国立大学法人等をいう。これらの法人は政府関係の特別な法律によってつくられた法人であり、財産及び所得は原則として国に帰属するため、法人税の納税義務はない。

2. 外国法人

(1) 国内源泉所得

「国内にある資産の運用又は保有により生ずる所得」等をいい、本邦において生じた所得について法人税の納税義務が生じる。

(2) 人格のない社団等

本邦における人格のない社団等と同様の位置付けにより規定している。

3. 適用除外事業者

(1) 内容

次の要件を満たす法人をいう。

$$\frac{\text{当期前3年以内終了事業年度の} \\ \text{所 得 の 金 額 の 合 計 額}}{\text{当期前3年以内終了事業年度の月数 (36)}} > 15\text{億}$$

(2) 適用除外となる優遇税制（措法42の3の2等）

- ① 法人税の軽減税率（年800万円以下15%）
- ② 試験研究費の特別控除（支出額制度）
- ③ 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除
- ④ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除
- ⑤ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除
- ⑥ 賃上げ・投資促進税制（中小企業者等の特例）
- ⑦ 貸倒引当金の損金算入（法定基準額）
- ⑧ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

③ その他（法人課税信託の引受け又は退職年金等積立金に対する法人税）

1. 法人課税信託の引受け

法人課税信託とは、受益者が存在しない信託等の一定の要件を満たした場合の信託のことをいう。

5 2. 退職年金等積立金に対する法人税

(1) 内 容

退職年金契約等（生命保険、生命共済等で一定のものをいう。）に係る損金の算入時期とその契約に係る退職金の益金算入時期（総収入金額算入時期）のズレに対する遅延利息の性格を有する。

つまり、掛金が損金に算入される時期と退職金について源泉徴収される時期（所得税課税）が一致しないため、その時期のズレに対する利息的性格のものとして、「退職年金等積立金に対する法人税」を課している。

(2) 適用停止（措法68の4）

現在適用停止中のため、各事業年度の退職年金等積立金については、退職年金業務等を行う法人の納税義務の規定にかかわらず、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

10

15

20

25

30

35

5

10

15

20

25

30

35

所得金額の計算

問題

2-1

各事業年度の所得の金額の計算方法

〔1〕 法人税の課税標準 (法21) ★★

各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の所得の金額とする。

〔2〕 各事業年度の所得の金額 (法22①) ★★

各事業年度の所得の金額は、その事業年度の益金の額からその事業年度の損金の額を控除した金額とする。

〔3〕 益金の額の意義 (法22②) ★★

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係るその事業年度の収益の額とする。

〔4〕 損金の額の意義 (法22③) ★★

内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次の額とする。

- (1) その事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準する原価の額
- (2) (1)のほか、その事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用でその事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額
- (3) その事業年度の損失の額で資本等取引以外のもの

〔5〕 計算基準 (法22④) ★★

〔3〕の収益の額及び〔4〕の原価、費用、損失の額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。

〔6〕 資本等取引 (法22⑤) ★★

資本等取引とは、次のものをいう。

- (1) 法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引
- (2) 法人が行う利益又は剰余金の分配及び残余財産の分配等

※ 参考 債務確定の意義（基通 2-2-12）

次の 3 つの要件のすべてに該当する場合を債務確定としている。

- (1) その事業年度終了の日までにその費用に係る債務が成立していること
- (2) その事業年度終了の日までにその債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること
- (3) その事業年度終了の日までにその金額を合理的に算定することができるものであること

問題2-1

要旨

[1] 法人税の課税標準

| | |
|---------|-------------|
| 課 税 標 準 | 各事業年度の所得の金額 |
|---------|-------------|

[2] 各事業年度の所得の金額

| | |
|-------------|-------------------------|
| 各事業年度の所得の金額 | その事業年度の益金の額－その事業年度の損金の額 |
|-------------|-------------------------|

[3] 益金の額の意義

| 区 分 | 構成要素 | 留 意 事 項 |
|-------------------|------|---------------------------------|
| 益金の額 | 収益の額 | 別段の定めがあるものを除く⇒ e.x. 受取配当等の益金不算入 |
| | | 資産の販売 |
| | | 有償による資産の譲渡 |
| | | 有償による役務の提供 |
| | | 無償による資産の譲渡 |
| | | 無償による役務の提供 |
| | | 無償による資産の譲受け |
| その他の取引で資本等取引以外のもの | | |

[4] 損金の額の意義

| 区 分 | 構 成 要 素 | 留 意 事 項 |
|------|------------|--|
| 損金の額 | 原価、費用、損失の額 | 別段の定めがあるものを除く⇒ e.x. 資産の評価損の損金不算入 |
| | | (1) 収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額 |
| | | (2) (1)のほか、販売費、一般管理費その他(2)の費用(償却費以外の費用で債務の確定していないものを除く。)の額 |
| | | (3) 損失の額で資本等取引以外のもの |

[5] 計算基準

| 区 分 | 計 算 基 準 |
|------------|------------------------------|
| 収 益 の 額 | 別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会 |
| 原価、費用、損失の額 | 計処理の基準に従って計算 |

[6] 資本等取引

| | |
|------|----------------------|
| 対象取引 | 資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引 |
| | 利益又は剰余金の分配及び残余財産の分配等 |

内容解説

① 本文解説

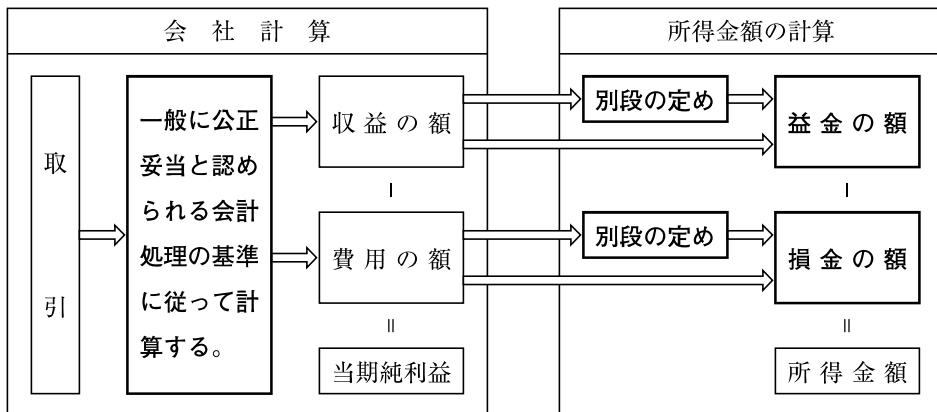
1. 法人税の課税標準

課税標準とは税額算定の基準とする課税物件の数量、価格などをいう。これに税率を乗することにより税額を計算する。

2. 各事業年度の所得の金額

法人税法においては原則として期間計算を前提としている。そこで各事業年度の所得の金額を計算するときには、その事業年度において生じた益金の額及び損金の額を基礎に計算されることになる。

3. 別段の定め



(1) 益金の額の別段の定め

- ① 受取配当等の益金不算入
- ② 資産の評価益の益金不算入
- ③ 還付金等の益金不算入等

(2) 損金の額の別段の定め

- ① 資産の評価損の損金不算入
- ② 法人税額等の損金不算入
- ③ 貸倒引当金の損金算入等

問題2-1

4. 益金の額の意義

上記のように企業会計上の収益と税務上の益金には差異が生じているため、法人税法第22条第2項において益金の額に算入すべき金額として、6つの例が示されている。

(1) 資産の販売

資産の販売による収益は、一般的に商品・製品等の棚卸資産の販売（証券会社所有の有価証券の販売等も含んでいるため「資産」という表現をしている。）を意味している。

棚卸資産の販売は企業の日常的な商取引であり、顧客に対する販売（原価に利益を付加して売る）という形態をとる限り、それは正常な取引であると考え、売上高たる収入金額をもって益金としてとらえる。

(2) 有償による資産の譲渡又は役務の提供

① 有償による資産の譲渡

ここでいう資産とは固定資産等を意味している。また、「有償による資産の譲渡」とは一般的な売買の他に収用等、交換、出資等の所有権の移転も含まれている。

② 有償による役務の提供

ここでいう役務の提供による収益は、受取手数料、受取倉庫料、受取利子配当等を指している。

(3) 無償による資産の譲渡又は役務の提供

① 無償による資産の譲渡

資産を贈与した場合を指している。

② 無償による役務の提供

無利息の貸付けなどを指している。

(4) 無償による資産の譲受け

「無償による資産の譲受け」とは、受贈、国庫補助金及び工事負担金等を指している。

5. 損金の額の意義

(1) 費用の帰属時期

① 売上原価等……収益との個別対応

② 販管費等……収益との期間対応

③ 損失……発生の事実

(2) 売上原価等（収益に係る～原価の額）

売上原価が、その事業年度に計上した収益に直接対応していることを示している。

このことから、企業会計における費用収益対応の原則を税法上も鮮明にしようとする立法趣旨がうかがえる。なお、「これらに準ずる原価の額」とは、売上原価との同様の性格を有するものであり、いわゆる固定資産等の譲渡原価がこれに該当する。

(3) 販管費等

① 債務の確定しないものを除く

販売費及び一般管理費等の費用については、その事業年度終了の日までに債務の確定したものに限り、損金の額とすることとしている。この規定は、法人の恣意的な計算を避け、確実な費用のみを計上しようとするものであり、具体的には、任意な引当金、見越費用を一切認めないことを明らかにしている。

なお、減価償却資産及び繰延資産の償却費のように、内部計算によって見積り計上され、外部との間に債務の確定という問題が生じないものについては、この規定から除外されている。

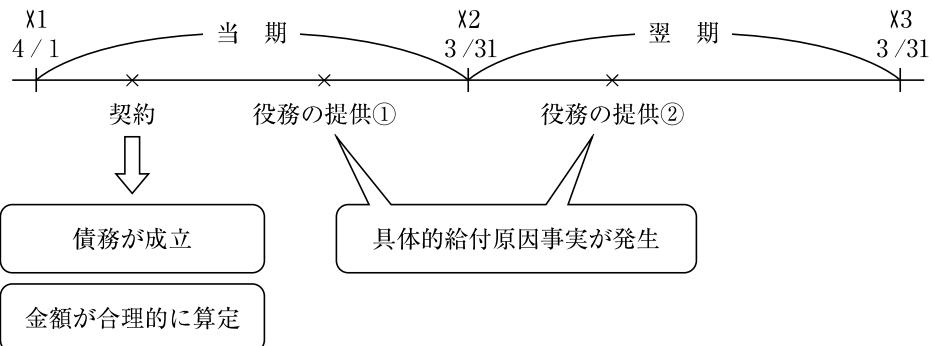
② 債務確定基準

法人税法上、償却費以外の販売費、一般管理費その他の費用の額は、その事業年度終了の日までに債務の確定しているものに限って損金の額に算入されることとなる。なお、債務確定とは、その事業年度終了の日までに、①その費用に係る債務が成立していること、②その債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること、③その金額を合理的に算定できることのすべての要件に該当する場合をいう。

問題2-1

【具体例】

前提：役務提供に係る契約を締結（契約により支払代金が確定している）した場合



【解説】

- (1) 債務が成立…役務提供に係る契約を締結しているため、債務が成立している。
- (2) 金額が合理的に算定…契約により支払代金が確定しているため、金額が合理的に算定できる。
- (3) 具体的な給付をすべき原因となる事実が発生…役務の提供を受けることにより発生する。
- (4) 債務確定の判断

具体例の場合、(1)(2)については契約により満たすこととなるが、(3)については役務の提供を受けた時点がいずれの事業年度に属するかにより結論が異なる。

① 役務の提供①の場合

当期において(1)(2)(3)のすべてを満たすため、債務が確定し、当期の損金の額に算入される。

② 役務の提供②の場合

当期において(3)を満たさず、債務が確定していないため、当期の損金の額に算入されず、(3)を満たした翌期において債務が確定するため、翌期の損金の額に算入される。

6. 資本等取引

(1) 所得計算上の取扱い

各事業年度の所得の金額は、その事業年度の益金の額からその事業年度の損金の額を控除した金額とされている。

ただし、資本等取引に係る金額は、各事業年度の益金の額及び損金の額に含まれない。

(2) 取扱う理由

① 資本金等の増加又は減少を生ずる取引

資本金等の額の増加又は減少は法人の純資産の増減の要因となるが、現行法人税の所得計算は各事業年度の経営活動に伴う成果計算を建前としているため、これを所得計算から除外している。

② 利益又は剰余金の分配

利益又は剰余金の分配は法人が獲得した利益又は剰余金の分配であり、課税関係が終了している所得の処分であるため、これを所得計算から除外している。

なお、ここでいう利益又は剰余金の分配は、確定決算において利益又は剰余金の分配として行った配当だけでなく、出資者たる地位に基づいて受ける一切の経済的利益（みなし配当、認定配当否認等）の分配も含まれている。